

尾道市農地バンク制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地の賃貸借等における情報収集及び情報提供を行うことにより農地の有効利用、担い手農家の営農規模の拡大及び新規就農の促進を図るため、農地バンク制度を実施し、もって遊休農地の発生の防止及び解消に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 農地バンク（貸出しを希望する農地所有者の農地に係る情報を公開し、利用希望者に当該情報を提供するシステムをいう。以下同じ。）の実施主体は、尾道市とする。

(登録等)

第3条 農地バンクへ登録を希望する者は、尾道市農地バンク登録申請書（別記様式第1号）により尾道市農業委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請に係る農地が共有である場合は、当該農地について全ての所有者の同意があったときに限り申請を受け付ける。

3 第1項の規定による申請を行った者（以下「申請者」という。）は、同項の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、尾道市農地

バンク登録変更届出書（別記様式第2号）により、速やかに委員会に変更内容を届け出なければならない。

（登録基準）

第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請に係る農地を農地バンクに登録するものとする。

- (1) 相続の登記が完了していない農地である場合
- (2) 申請が、農地の所有者等真正な権利者以外のものから行われた場合
- (3) 申請に係る農地を利用する権限を有する第三者がいる場合であって、当該第三者の同意が得られる見込みがないと認められる場合
- (4) 申請に係る農地の耕作放棄化が進み、委員会の委員等の確認により、再生利用が不可能と判断された場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、会長が適当でないと認めた場合

2 委員会は、前項の規定により農地バンクに農地を登録したときは、尾道市農地バンク登録決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（登録の抹消）

第5条 委員会は、第3条第1項の規定による登録の申請があった

日の属する年の翌年の1月1日から起算して5年が経過したとき
又は農地所有者から尾道市農地バンク登録抹消届出書(別記様式
第4号)により取下げがあったときは、農地バンクの登録を抹消す
るものとする。ただし、再度の申請を妨げるものではない。

- 2 前項に規定するもののほか、委員会は、農地バンクに登録した農
地(以下「登録農地」という。)が前条第1項各号のいずれかに該
当すると認めるときは、いつでも農地バンクの登録を抹消できる
ものとする。

(農地の維持管理)

第6条 登録農地の管理は、売買又は賃貸借の契約が成立するまで
の間は、申請者又は登録農地の所有者が行うものとする。

(借受けを希望する者の登録要件等)

第7条 農地バンクの利用に係る申請を行うことができる者は、次
の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 新規に就農を希望する者(次号に掲げる者を除く。)
- (2) 認定新規就農者(尾道市長から青年等就農計画の認定された
者をいう。)
- (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第13条
第1項の認定農業者その他の農業を営む者で、経営規模を拡大し
ようとする者

2 農地バンクの利用を希望する者は、尾道市農地バンク借受申出書（別記様式第5号）により委員会に申し出なければならない。

3 委員会は、前項の規定による申し出があった場合において、当該申出を行った者が次に掲げる要件の全てを満たす者であると認めたときは、農地バンクの利用に係る登録を行うものとする。

(1) 権利を有する耕作の農地の全てを効率的かつ適正に使用して耕作できる者

(2) 耕作に必要な農作業に常時従事できる者

(3) 地域や周辺の農業者と適切な関係を保ち、地域と協調した農業経営及び地域活動ができる者

(情報の提供)

第8条 委員会は、前条第3項の規定により農地バンクに登録した者（以下「借受希望者」という。）から登録農地の借受けの希望があった場合は、申請者に当該借受希望者の情報を、借受希望者に当該申請者の情報を提供するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 借受希望者が、当該情報を利用して権利の設定をする農地を自ら耕作の用に供する見込みがない場合又は農地法（昭和27年法律第229号）その他耕作に関する関係法令の許可を得られる見込みがない場合

(2) 借受希望者が、過去に農地法その他関係法令に違反する行為を行うなど、登録農地を農地として利用しないおそれがあると認められる場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、委員会が情報を提供することが適当でないと認める場合

2 前項の規定により情報の提供を受けた者は、当該情報を第三者に提供してはならない。

(契約等)

第9条 農地の賃貸借に係る契約の交渉は、申請者又は農地所有者及び借受希望者の当事者間で行うものとし、委員会はこれに直接関与しないものとする。

2 農地バンク制度を利用して登録農地の賃貸借等の契約が成立した場合は、借受希望者及び申請者又は農地所有者は、速やかに農地法第3条第1項の許可を受けなければならない。

3 借受希望者及び申請者又は農地所有者が登録農地の賃貸借等の契約後に契約内容の変更等を行う場合は、法令を遵守し、当事者間で事前に協議等を遅滞なく行うものとする。

4 登録農地の賃貸借等に関する一切のトラブル等は、当事者間で解決するものとする。

(農地利用の制限)

第 10 条 農地バンク制度を利用して農地の賃貸借等を受けた者は、当該農地を効率的かつ適正に耕作するものとし、農地以外に転用してはならない。

2 委員会は、賃貸借等を受けた農地が効率的かつ適正に利用されていないと認める場合は、助言及び指導を行うものとする。

3 委員会は、前項の助言及び指導を行った後も農地の効率的かつ適正な利用がなされていないと認められる場合は、農地法第 3 条の 2 第 1 項の勧告を行い、その指導に従わない場合は、同法第 2 項の規定による許可の取消しを行わなければならない。

(手数料)

第 11 条 農地バンクの利用に係る手数料は、無料とする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、農地バンク制度に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 25 日から施行する。